

## 大阪糖尿病協会顧問栄養士会会則

### 第一章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、大阪糖尿病協会顧問栄養士会という。

#### (事務所)

第2条 この会は、事務所を大阪糖尿病協会顧問栄養士会事務局担当病院内に置く。

#### (組織)

第3条 この会は、大阪糖尿病協会に属する組織であり、同協会の趣旨に賛同した大阪及び近隣府県にある病院、診療所等の管理栄養士、栄養士である施設会員と個人会員で構成する。

2 個人会員とは顧問栄養士会に所属の後、その施設を辞した者で同協会の趣旨に賛同し役員会の承認を得た者とする。なお、その施設が同協会の趣旨に賛同できなくなった場合の管理栄養士、栄養士も施設会員とすることができる

#### (目的)

第4条 この会は、大阪糖尿病協会の趣旨である糖尿病に関する啓発と協会会員の健康増進に寄与すると共に、本会会員の資質の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

#### (事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大阪糖尿病協会の事業に参画する。
- (2) 栄養に関する知識の普及。
- (3) 会員の資質の向上に関する事業。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

### 第二章 役員

#### (役員と職務)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名(会計1名,書記1名含む)
- (4) 監 事 2名
  1. 会長はこの会を代表し、会務を総括し、大阪糖尿病協会(正会員)の副会長も兼ね、施設会員である者とする。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行し、大阪糖尿病協会(正会員)の理事も兼ねる。
  3. 理事は会の運営の審議に参加し会務を処理する。事務局担当理事は大阪糖尿病協会(正会員)の理事も兼ねる。
  4. 監事は会務及び会計を監査し、内1名は大阪糖尿病協会(正会員)の監事をも兼ねる。

5. 会計は会計を司り、大阪糖尿病協会（正会員）の会計をも兼ねる。
6. 書記は会務を記録する。
7. 上記の役員は、総務、事務局、協会会員総大会、学術、小児キャンプ、協会会報、料理教室、ウォークラリー、DM・VOX、出版、会計、書記等を担当することについて別に細則を定める。

#### （役員の改選及び任期）

第7条 役員（協会会員総大会理事を除く）は総会で選任し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 会長、副会長、会計、書記は役員の互選とする。
- 3 協会会員総大会担当理事は、協会会員総大会担当病院がこれにあたり、任期は協会会員総大会担当年度と翌年度の2年とする。
- 4 監事は総会で選任された会員がこれにあたり、大阪糖尿病協会（正会員）の監事は会長が任命する。
- 5 役員中欠員を生じ、必要ある時はこれを補充する。
- 6 新任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### （顧問医及び顧問）

第8条 この会に顧問医及び名誉顧問、顧問を置くことができる。

- 2 顧問医は大阪糖尿病協会（正会員）の顧問医会会員とする。
- 3 名誉顧問、顧問は細則に基づき会長が委嘱する。
- 4 顧問医、名誉顧問、顧問はこの会の重要な事項について、会議に出席して意見を述べることができる。

### 第三章 会議

#### （総会及び役員会）

第9条 この会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は年1回、役員会は必要に応じて開催する。

#### （会議の開催及び議決方法）

第10条 総会及び役員会は会長が召集してその議長となり、総会は会員の、役員会は役員の過半数をもって成立する。議事は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、委任による出席を含む。

第11条 総会において決定する事項を次の通り定める。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任
- (3) 本会の事業及び予算決算
- (4) その他この会運営上の基本的事項

### 第四章 会計

#### （収入）

第 12 条 この会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
  - (2) 大阪糖尿病協会事業費
  - (3) その他
- (支出)

第 13 条 この会は次の経費を支出する。

- (1) 大阪糖尿病協会の委託事業にかかる費用
  - (2) 会員の資質の向上に関する事業にかかる費用
  - (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業にかかる費用
- (会計年度)

第 14 条 この会の会計年度は毎年 1 月 1 日の始まり 12 月 31 日に終わる。

## 第五章 加入脱会

(入会)

第 15 条 この会に入会しようとするときは、入会届けを提出し役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第 16 条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出し役員会の承認を得なければならない。

(休会)

第 17 条 会員が休会しようとするときは、休会届を提出し役員会の承認を得なければならない。

(除名)

第 18 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会において除名することができる。

- (1) この会の名誉を毀損、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) この会の事業に非協力的になったとき。
- (3) その他

## 第六章 表彰

(規定)

第 19 条 本会に特に功労のあったものは、別に定める細則に基づき、会長は賞状等を贈呈しこれを表彰する。

付則

- 1 この会則に定めるものの外、運営上必要な事項については役員会がこれを決定する。
- 2 この会則は平成 3 年 7 月 5 日に施行する。

- 3 この会則は平成 8 年 4 月 24 日に一部を変更する。
- 4 この会則は大阪糖尿協会会則変更に伴い平成 11 年 4 月 20 日に一部を変更する。
- 5 この会則は平成 19 年 2 月 17 日に一部を変更する。
- 6 この会則は平成 20 年 2 月 23 日に一部を変更する。

## 大阪糖尿病協会顧問栄養士会会則施行細則（案）

### 第二章 役員

#### （役員と職務）

#### 会則第6条7.

##### (1) 事業分担

###### 1. 総務

担当 会長

業務 全会務を掌握する。

###### 2. 事務局

担当 大阪糖尿病協会顧問栄養士会事務局を担当する病院の理事

業務 顧問栄養士の事務全般（通知，連絡等）を執り行なう。

###### 3. 協会会員総大会

担当 副会長 1 名、前年の協会会員総大会担当病院理事、当年の協会会員総大会担当病院理事

業務 大阪糖尿病協会会員総大会での栄養展示、栄養相談、業者展示等を掌握し、運営する。

###### 4. 学術

担当 理事 1 名

業務 総会、研修会での講演等を計画運営する。

###### 5. 小児キャンプ

担当 理事 1 名

業務 小児キャンプでの栄養部門を掌握し、運営する。

###### 6. 協会会報

担当 理事 1 名

業務 大阪糖尿病協会会報に関することに参画する。

###### 7. 料理教室

担当 理事 1 名

業務 料理教室を掌握し、運営する。

###### 8. ウォークラリー

担当 理事 1 名

業務 ウォークラリーを掌握し、運営する。

業務 エドゥケーター勉強会を掌握

###### 9. DM・VOX

担当 理事 1 名

業務 DM・VOX を掌握し、運営する。

###### 10. 出版

担当 理事 1 名

業務 外食のしおり等の出版に関することを掌握する。

11. 会計

担当 理事 1 名

業務 会計出納を掌握する。

12. 書記

担当 理事 1 名

業務 会議及び業務の記録、報告を行う。

(2) 副担当の任命

会長は必要に応じ各担当役員（総務を除く）の要請により副担当を任命する。

期間は要請した各担当役員の在任期間又は会長が必要と認める期間。

副担当は担当役員の要請により事業を代行し会議において報告することができる。

(3) 出版業務

出版担当理事は顧問と協議し別に検討期間を設ける。

検討機関は顧問、出版担当理事と会員若干名をもって組織し、出版担当理事は検討

事項を会議において報告し、顧問は運営事項を会長に諮問する。

（顧問医及び顧問）

第 8 条

《顧問》

顧問は大阪糖尿病協会顧問栄養士会会長経験者及び本会に貢献があり表彰された役員経験者で特に役員会が推薦し会長が承認したものとする。

《名誉顧問》

名誉顧問は本会の創設時の会長及び顧問経験が 10 年以上であって、本会に貢献があり特に役員会が推薦し会長が承認したものとする。

第四章 会計

（会計）

第 12 条

(1) 会費 病院 1 施設当たり及び個人栄養士（OB 会員） 年会費 3,000 円

第六章 表彰

（規定）

第 19 条

《表彰》

- 1 会長が任期満了等で職を辞するとき名誉顧問及び顧問の諮問により総会において表彰する。
- 2 会員経験が 20 年以上の施設で本会に貢献があり特に役員会が推薦し会長が承認したものを表彰する。

- 3 役員経験が 10 年以上の会員で本会に貢献があり特に役員会が推薦し会長が承認したものを表彰する。
- 4 顧問経験が 10 年以上であって、本会に貢献があり特に役員会が推薦し会長が承認した顧問は名誉顧問として表彰する。
- 5 その他、本会の運営に特に貢献があり、役員会が推薦し会長が承認したものを表彰する。

#### 付則

- 1 この細則は平成 8 年 4 月 24 日に施行する。
- 2 この細則は大阪糖尿病協会会則変更に伴い平成 11 年 4 月 20 日に一部変更する。
- 3 この細則は平成 19 年 2 月 17 日に一部を変更する。
- 4 この細則は平成 20 年 2 月 23 日に一部を変更する。